

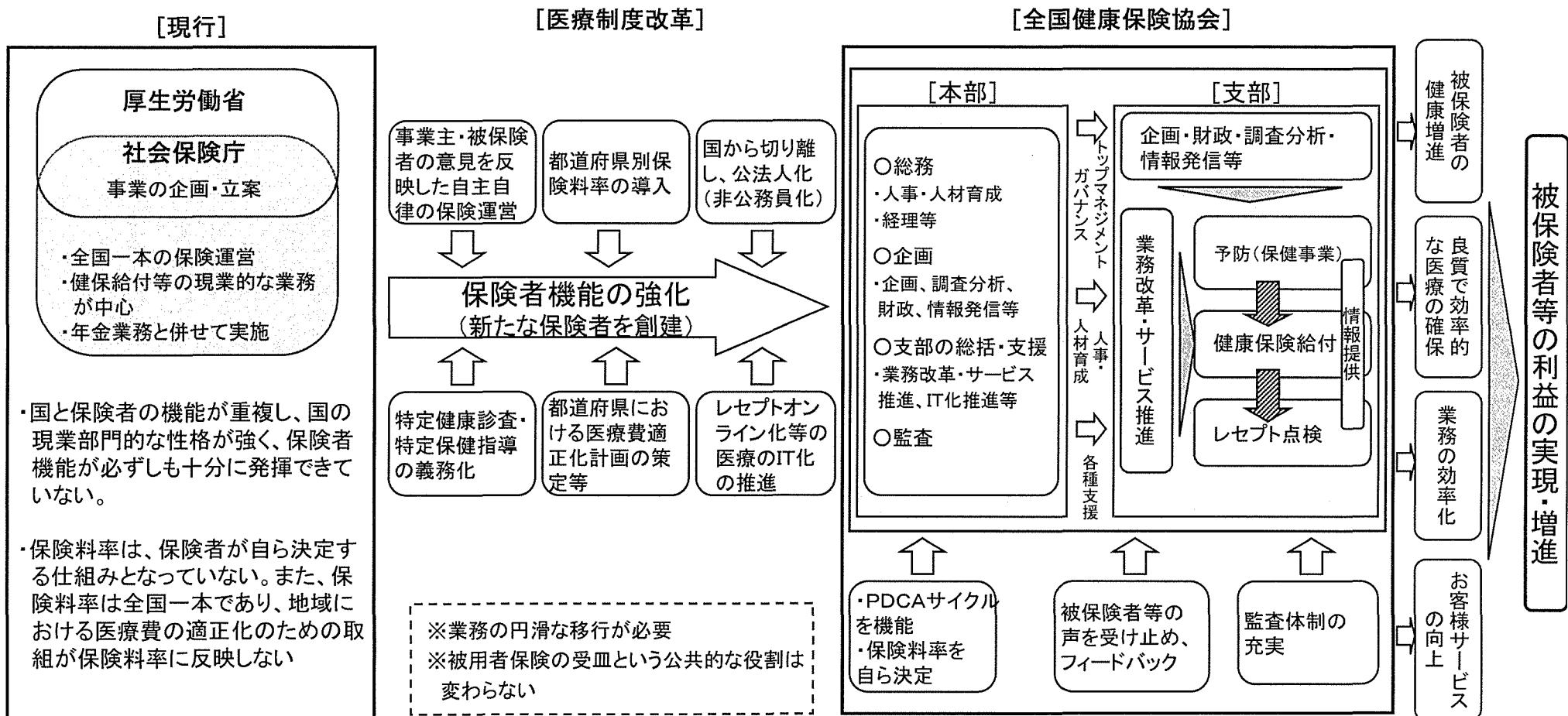
全国健康保険協会の組織人員

－医療制度改革を踏まえた組織の在り方－

(検討のための素材)

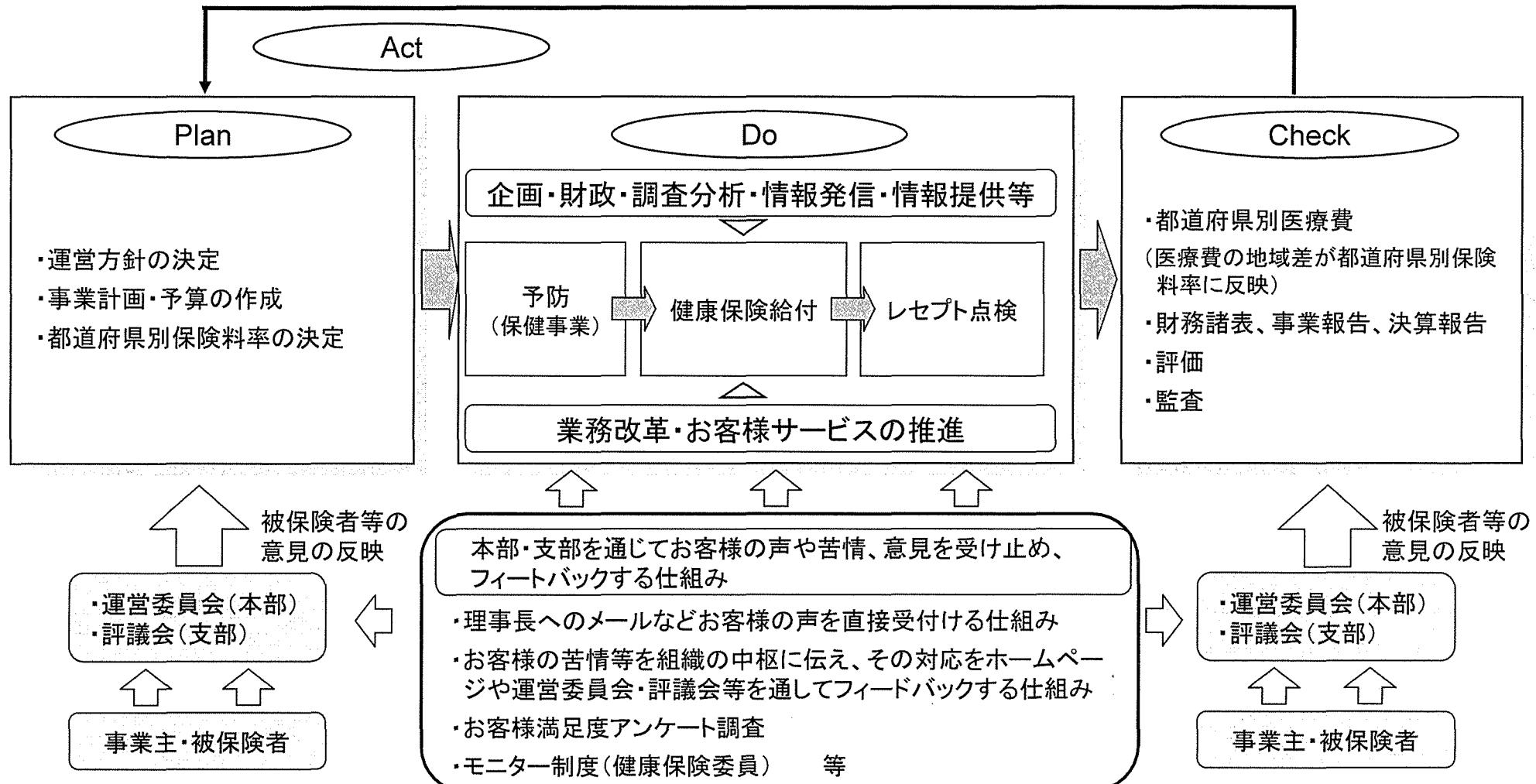
全国健康保険協会の組織設計の基本的な考え方(全体像の整理)

- 現行の政府管掌健康保険においては、保険者機能が必ずしも十分に発揮できていない。
- 協会の組織設計に当たっては、今般の医療制度改革を踏まえ、保険者機能が十分に発揮できる新たな保険者を創建するという視点から考えていくことが必要。



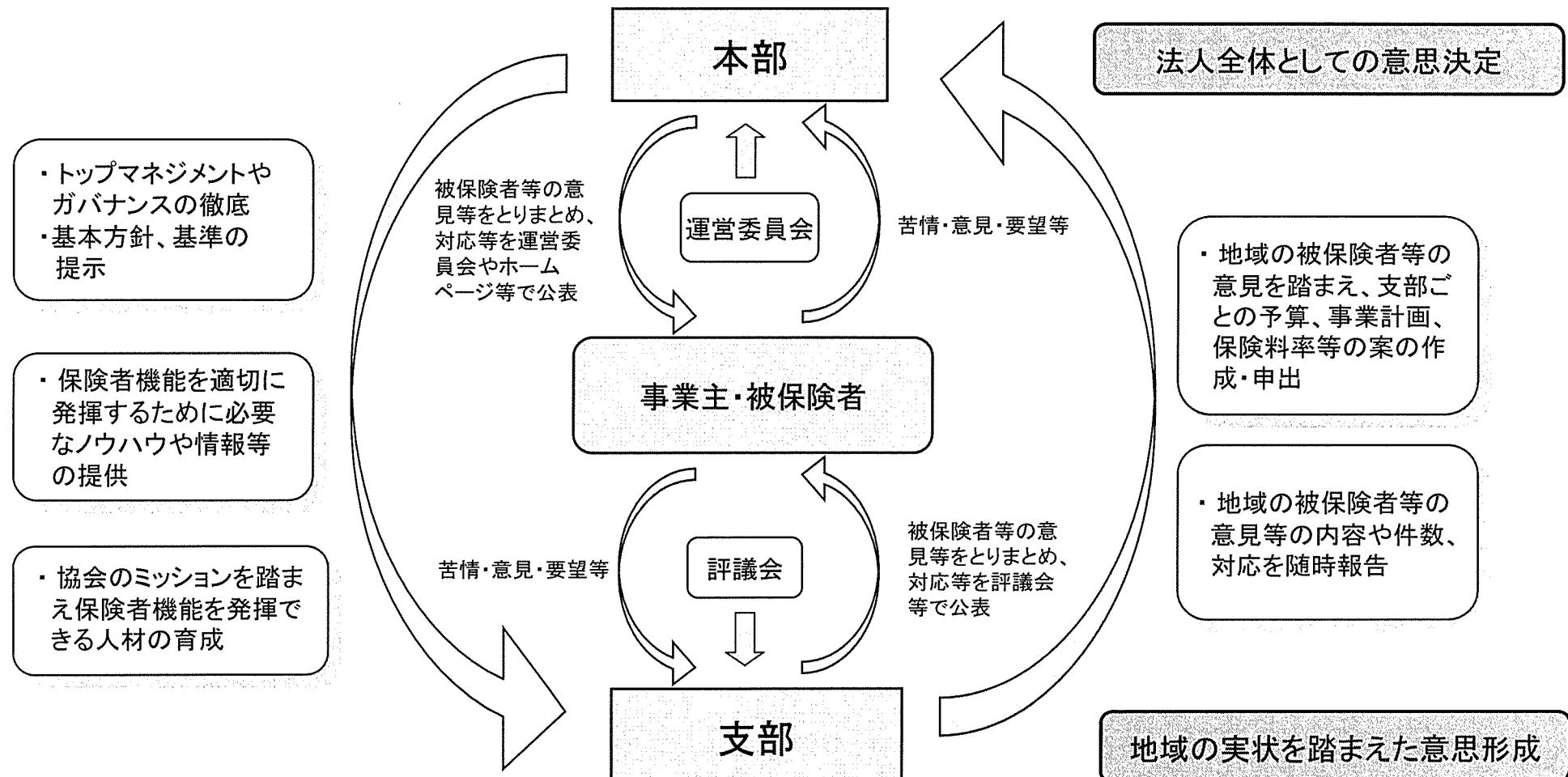
健康保険事業の運営の基本サイクル

- 予算、事業計画、保険料率等の重要な事項については、各支部の評議会の意見を聴いた上で、最終的に本部の運営委員会の議を経て決定。地域の医療費の動向が保険料率に反映し、事業主・被保険者の意見に基づき、保険料率との兼合いのもとに事業運営を決定し、実施。
- 本部・支部を通じてお客様の声や苦情、意見を責任を持って受けとめ、フィードバックする仕組みを設ける。



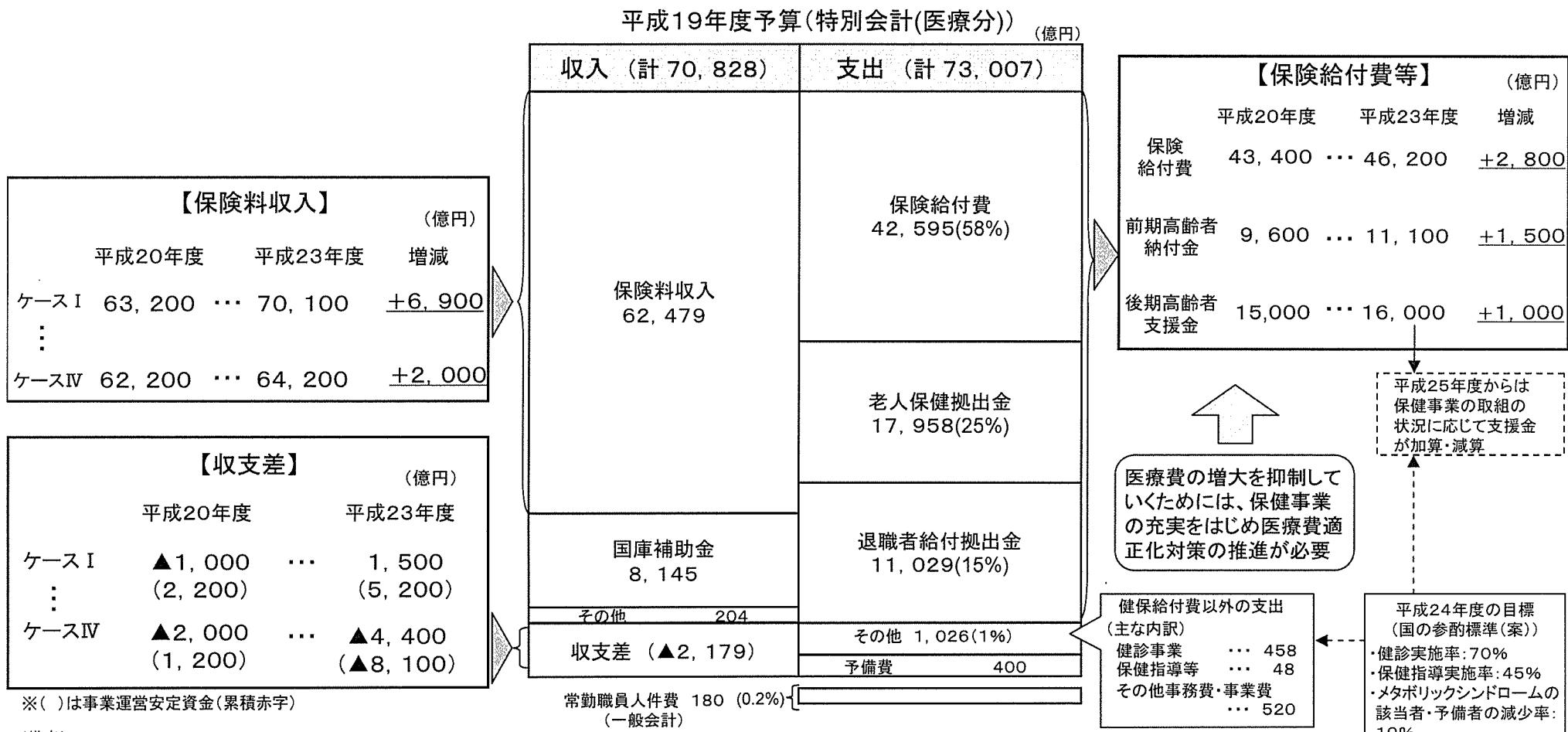
全国健康保険協会の本部・支部と被保険者等との関係について

○協会としては、本部・支部を通じて、被保険者等の意見、苦情等を受け止める仕組みを設け、運営委員会・評議会等を通じて、意思形成・決定を行い、被保険者等にフィードバックしていく必要がある。



政府管掌健康保険における財政収支の見通しとの関係について

- 政府管掌健康保険の支出のうち約99%は保険給付費及び高齢者医療等の拠出金が占めており、医療費の伸びが保険料収入(賃金)の伸びを上回れば、収支の均衡を図るためにには、これに応じた適切な保険料率の設定が必要となる。保険料率の上昇を抑さえていくためには、保健事業などの医療費適正化対策が重要となる。
- また、平成20年10月以降1年以内に都道府県別保険料率に移行する必要があり、医療費の地域差がみられる中で、地域の実情を踏まえた医療費の適正化のための取組の推進が重要となる。



(備考)

※ 上記の財政収支の見通しについては、「政管健保の平成19～23年度に係る収支見通しについて」(平成19年3月公表)に基づくもの。

※ 賃金の伸びは、ケースIは3.0%、3.5%、3.8%、4.1%、ケースIIは2.4%、2.3%、2.2%、2.2%、ケースIIIは、1.8%、2.1%、2.3%、2.5%、ケースIVは、1.4%、1.4%、1.3%、1.3%。

※ 保険料収入は、現行の保険料率(82%)を用いて算出。